

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

歯列矯正料の収入計上時期

Q: 私は歯科医で歯列矯正治療を行っています。矯正料は矯正装置を装着した日に受領することになっていますが、治療終了までには約3年の期間が必要です。この矯正料をいったん前受金に計上し、治療の進行程度に応じて診療収入に振り替えてもよいでしょうか。

A: 前受金に計上する処理は認められません。

【解説】

人的役務の提供による収入金額の収入計上時期は、その人的役務の提供を完了した日とするのが原則ですが、人的役務の提供による報酬を期間の経過又は役務の提供の程度等に応じて収入する特約又は慣習がある場合には、その特約又は慣習によりその収入すべき事由が生じた日とされています。

ご質問の場合、矯正装置を装着した段階で矯正料を受受するという特約があり、それを受受する段階で、受領した金員を自由に処分し収益することができるという経済的利益を得るのですから、矯正料を受受した時点が収入すべき時期となるのであって、前受金に計上する処理は認められません。

また、患者の転居等による治療の中止に伴い、いったん受受した矯正料の一部を返還する場合があったとしても、それは患者の一方的な事情により後発的に生ずるものであり、その時に返還すべきことが具体的に確定したものと認められることから、その場合には、その返還をした日の属する年分の必要経費として取り扱うことになるものと思われます。

